

# 坂戸グランドホテル カルチャースクール

## 受 講 会 則

本会則は、坂戸グランドホテル株式会社（以下「当社」という）が経営する「坂戸グランドホテルカルチャースクール」（以下「本スクール」という）の受講生ならびに本スクールに受講しようとする方に適用します。

### 第1条 （目的）

本スクールは、心身の育成、教養、健康増進、及び文化の振興を図ることを目的とします。

### 第2条 （入退館）

- 第1項 受講生が、本スクールの施設、設備、サービスゾーン（以下「諸施設」という）を利用する際、受講証カードを確認させていただく場合がございます。
- 第2項 講座見学を希望される場合は、本スクール受付にてお申出ください。本スクールスタッフがご案内致します。
- 第3項 受講生、第3条で定められた受講資格者、受講申込をされる方、講座見学者、本スクール及び坂戸グランドホテル関係者以外の入室はお断りします。

### 第3条 （受講資格）

講座の受講資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1) 第6条の手続きが完了し、本スクールが発行する受講証カードを受け取った方。
- (2) 本スクール運動講座の受講に耐え得る健康状態であること。また、運動講座を受講される方は必ず血圧測定をし、その結果は講師に報告をすること。
- (3) 本会則と各講座規則（以下「諸規則」という）に同意した方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に当社より第20条により除名等の通告を受けていない方。

### 第4条 （受講資格の相続・譲渡）

本スクールの受講資格は本人のみとします。

### 第5条 （募集定員）

- 第1項 受講生の募集は、別に受付期間を定め先着順に受け付けます。
- 第2項 初期から継続受講される受講生を優先的に募集させていただきますが、開講後の既存講座については新規受講生も同時に受けさせていただきます。
- 第3項 講座が定員に達したときは、その講座の募集を締め切らせていただきます。但し、定員に満たない講座、又は途中参加でも受講内容に差支えない講座は、第1項に定める受付期間以降も随時受け付けます。
- 第4項 最低定員数に達しない講座は、とりやめになる場合もあります。

### 第6条 （受講手続き）

- 第1項 本スクールで受講を希望の際、以下に定める手続きを行うことにより、受講手続きが完了します。
  - (1) 所定の申込書類により受講申込手続きを行っていただきます。
  - (2) 第7条に定める受講料を当社に現金にて払い込みいただきます。
- 第2項 未成年の方が受講しようとするときは申込書類により親権者の署名を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は自らの受講資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第7条（受講料）

- 第1項 受講料は、別に定めた受講料金表(基本料金は掲示板に掲載)の通りとします。
- 第2項 受講生は、お申込時に受講料を現金にて払い込みいただきます。(カード使用不可)
- 第3項 受講料のほかに教材費・テキスト代・コピー代等が必要な講座もございます。また、講座によっては別途必要な教材・専用教具をお求め願います。
- 第4項 受講料は、転出・本人の病気以外はお返しできません。また、開講2ヶ月を過ぎた場合は、返金できませんので予めご了承くださいませ。
- 第5項 受講料は、4ヵ月1クール、前納となります。本人の都合で受講回数(日程)を決める事はできません。

### 第8条（受講の継続手続き）

次期の講座を継続して受講ご希望の方は、新規申込の開始前に優先的にお申込が可能ですが次期からの新講座は新規受講生も同時に受けさせていただきます。継続のお申込の優先期間は館内に掲示いたします。継続お申込優先期間内に手続きをされない場合、定員の関係上、継続して受講できない場合がありますので、ご注意ください。また、手続きなしでの受講(※受講料の後納)は、固くお断りさせていただきます。継続お申込の手続きには会員証が必要になりますので、必ず会員証をお持ちください。

### 第9条（その他のお客様の施設利用）

当社は、特に必要と認めた場合は、受講生以外の方の施設利用を認めることができます。

### 第10条（駐車場・駐輪場利用）

- (1) 自動車でご来館の受講生は、ホテル第3駐車場に駐車してください。
- (2) 自転車でご来館の受講生は、所定の駐輪場に駐輪してください。
- (3) 当社は、駐車場・駐輪場における事故・盗難につきましては一切責任を負いませんので、十分にご注意ください。

### 第11条（諸手続き）

- 第1項 受講生は、受講申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただきます。
- 第2項 当社より受講生の住所あてに通知する場合は、受講生から届出のあった最新の住所あてに行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

### 第12条（個人情報保護）

当社は、当社の保有する受講生の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

### 第13条（諸規則の遵守）

受講生は本スクール諸施設のご利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本スクール職員や講師（以下「施設スタッフ」という）の指示に従っていただきます。また、施設内の秩序を乱す行為は禁止いたします。

### 第14条（禁止事項）

本スクールは、次の受講生の行為を禁止致します。

- (1) 受講者カードの貸し借り。
- (2) 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフへの迷惑行為。
- (4) 本スクールの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (5) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (6) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (7) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、宗教活動。
- (8) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (9) 教室内での飲酒や喫煙。
- (10) 法令や公序良俗に反する行為。

## 第 1 5 条 (損害賠償責任免責)

- 第 1 項 受講生が、本スクール諸施設の利用中、受講生自身が受けた損害に対して、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。見学者についても同様とします。
- 第 2 項 受講生同士の間を生じた係争やトラブルについても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

## 第 1 6 条 (受講生の損害賠償責任)

受講生が本スクール諸施設の利用中、受講生の責に帰する事由により当社または第三者に損害を与えたときは、その受講生が当該損害に関する責を負うものとします。見学者についても同様の責を負うものとします。

## 第 1 7 条 (受講生資格喪失)

受講生は次の各号に該当する場合、その受講資格を喪失し、受講生としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第 1 9 条に定める退会を申し出、当社がこれを承認したとき。
- (2) 第 2 0 条により除名されたとき。
- (3) 受講生本人が死亡したとき。
- (4) 第 2 2 条により受講手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。
- (5) 破産・民事再生・会社清算・個人清算の申立があったとき。

## 第 1 8 条 (受講証カード)

受講カードは 1 クールごとの発行となり、有効期限内の効力となります。  
紛失された場合は再発行しますが、発行手数料 97 円がかかりますのでご了承くださいませ。

## 第 1 9 条 (退会)

受講生は自己都合により退会するときは、本スクールが定めた期日までに、本スクール所定の書面により手続きを完了していただきます。当社は退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

## 第 2 0 条 (受講生除名)

次の各号に該当する場合、当社はその受講生を本スクールから除名することができます。

- (1) 第 3 条の受講資格を喪失したとき。
- (2) 第 1 4 条(禁止事項)に該当したとき。
- (3) 本スクールの会則および諸規則に違反したとき。
- (4) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり拘束する等の暴力行為、又は破壊行為、危険な行為があったとき。
- (5) 暴力団関係者であった場合や、刺青、タトゥーがある事を確認したとき。
- (6) 当社が本スクール受講生としてふさわしくないと認めたとき。

## 第 2 1 条 (講座の日程変更)

講座は、原則的に日程表に準じて開講いたしますが、諸般の事情により日程に変更が生じる場合がございます。講座の日程変更があった場合は、授業の際に講師から日程変更のご連絡をさせていただきます。又、直接お電話で日程変更をお知らせする場合がございます。

## 第 2 2 条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、当社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予め予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに受講生に対しその旨を告知します。但しこれにより受講生の受講料支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が受講生に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) その他重大な事由によりやむを得ないとき。

## 第 2 3 条 (利用の禁止)

次の各号に該当するときは施設利用を禁止します。

- (1) 集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (2) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
- (3) 過去に当社より除名の通告を受けていた場合。
- (4) その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

## 第 2 4 条 (利用の一部制限)

次の各号に該当するときは施設利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。
- (2) 運動講座利用の受講生で、医師から運動、入浴入水等を禁じられているとき。
- (3) 運動講座利用の受講生で、妊娠、又は妊娠の可能性があるとき。
- (4) その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

## 第 2 5 条 (諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

第 1 項 当社は、本会則に基づいて受講生が負担すべき諸費用について当社が必要と判断したときは変更することができます。

第 2 項 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは変更することができます。

第 3 項 前 2 項を変更するとき、当社は一ヶ月前までに、受講生にこれを告知します。

## 第 2 6 条 (会則の改訂)

当社は、会則等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、当社は予め告知し、改訂した会則等の効力は全受講生に及ぶものとします。

## 第 2 7 条 (告知方法)

会則の変更等、重要な連絡事項はカルチャースクール掲示板等に掲示いたします。

## 第 2 8 条 【特典サービスに関する事項】

受講生は受講者カードをご提示により以下の特典サービスを受けることができます。

- (1) 受講生本人のレストラン・喫茶での飲食代金を 10%割引いたします。(一部メニュー除外あり)
- (2) 受講生同士でのレストラン・喫茶での飲食代金を 10%割引いたします。(一部メニュー除外あり)
- (3) 受講生が受講生以外の方(ご家族・ご友人)とご利用頂いた場合は、合計でのお支払い時のみ 10%割引いたします。(一部メニュー除外あり)
- (4) アンティーク鶴ヶ島店をご利用の場合、お会計時より 10%割引いたします。(一部商品除外あり)
- (5) カラオケキャム坂戸店をご利用の場合、カラオケをご利用時、お会計時より 10%割引いたします。
- (6) インドカレー スリヤでお食事をご利用の場合、ソフトドリンク A または、デザートサービスの特典が受けられます。
- (7) 宮坂米菓川越本店をご利用の場合、お買い上げ時に粗品をプレゼントいたします。
- (8) トリコヒー(坂戸店)をご利用の場合、お会計時にさかっちトリップコーヒーを一つプレゼントいたします。
- (9) 東北おみやげコーナー(ホテル館内売店)をご利用の場合、お会計時より 3%割引いたします。
- (10) 鶴ヶ島カパ整体すまいるをご利用の場合、術料を 500 円引きさせていただきます。  
上記サービスを受ける時は必ず、会員証の提示が必要となります。尚、ご利用の際には会員番号を控えさせていただきます場合がございます。また、カードでのお支払時、上記サービスが受けられない店舗もがございますのでご利用の際は各店舗にてご確認をお願いいたします。

※ (4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)の特典サービスは各店舗の状況により予告なしに内容が変わる場合がありますのでご了承くださいませ